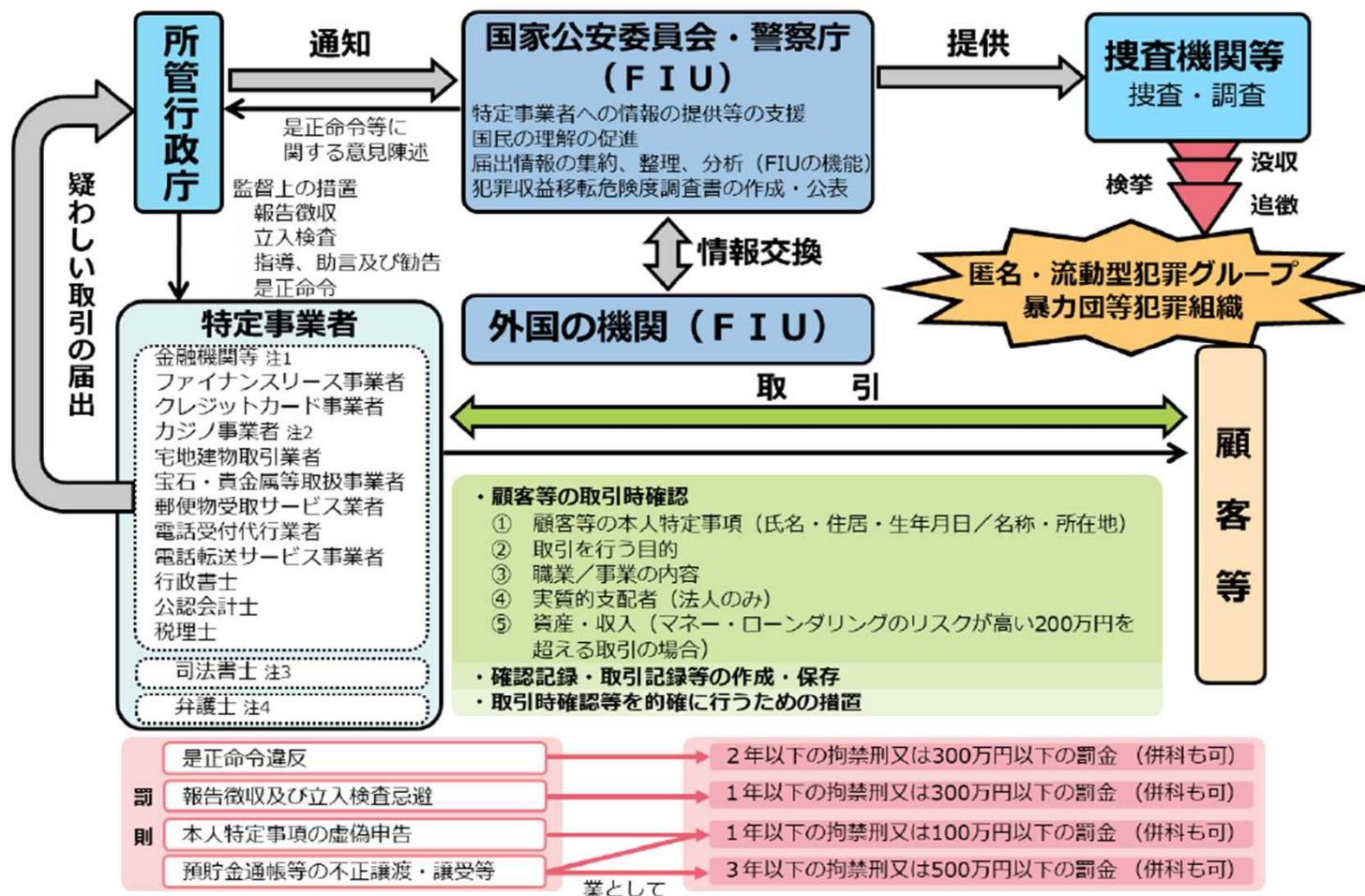


疑わしい取引の届出制度について

令和 8 年 1 0 月 9 日
北海道警察刑事部組織犯罪対策局
組 織 犯 罪 対 策 第 一 課

犯罪収益移転防止法の概要

「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」（令和7年 警察庁）



注1 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか顧客及び支払の相手方に関する情報の通知義務を負う。金融機関等とは、銀行、貸金業者、資金移動業者等である。

暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者は、暗号資産移転時に顧客及び移転等の相手方に関する情報を他の暗号資産交換業者等に通知する義務を負う。

注2 カジノ事業者による取引時確認等を的確に行うための措置については、特定複合観光施設区域整備法において別途定められている。

注3 司法書士による取引時確認については、⑤を除いた確認である。

注4 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を的確に行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。監督は、日本弁護士連合会が行う。

◆ 特定事業者

→ 取引時確認等を義務付けられる犯罪収益移転防止法
第2条第2項に規定の事業者

特定事業者

銀行、貸金業者、資金移動業者、暗号資産交換業者
ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者 等

指定非金融業者・職業専門家

DNFBP'S (Designated Non-Financial Businesses and Professions)

宅地建物取引業者

宝石・貴金属等取扱事業者（古物商含む）

郵便物受取サービス事業者

電話受付代行業者、電話転送サービス事業者

行政書士、公認会計士、税理士 等

○ FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

○ 組織

マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するため、平成元年（1989年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合であり、平成13年（2001年）の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的な役割を果たしている。

令和7年（2025年）末現在、我が国を含む38の国・地域及び2の地域機関が参加している。

○ 活動内容

FATFの主な活動内容は以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング対策等に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）
- ③ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の推奨
- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

○ 相互審査

FATFは、各参加国・地域に対し、順次、その他の参加国等により構成される審査団を派遣して、審査対象国等におけるマネー・ローンダリング対策等の法制、監督・取締体制、マネー・ローンダリング事犯の捜査状況等の様々な観点から、FATF勧告の遵守状況等について相互に審査している。

第4次相互審査は令和6年に全加盟国の審査が終了し、令和7年からは、新たな審査基準メソドロジーに基づいた第5次相互審査が順次開始されている。

FATF加盟各国の審査結果

「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」（令和7年概要版 警察庁）

相互審査は、大きく分けて

- ① マネー・ローンダリング対策等に関する法令等の整備状況、リスク評価等に関する書面審査
- ② 審査対象国等の現状を審査団が直接確認する現地調査
- ③ 全体会合での審議

の3つの手続により行われ、Technical Compliance（テクニカル・コンプライアンス）と呼ばれる法令等の整備状況に関する審査（以下「TC審査」という。）と、第4次相互審査から導入されたEffectiveness（エフェクティブネス）と呼ばれるマネー・ローンダリング対策等の有効性に関する審査（以下「有効性審査」という。）で構成されている。TC審査は、40の勧告について、C(Compliant:適合)、LC (Largely Compliant:概ね適合)、PC (Partially Compliant:一部適合)又はNC (Non-Compliant:不適合)の4段階で評価され、有効性審査は、11の項目について、HE (High : 高い)、SE (Substantial : 十分)、ME (Moderate : 中)又はLE (Low : 低い)の4段階で評価される。

相互審査の結果は、相互審査報告書にまとめられ、FATF全体会合における審議に付された上で採択される。その結果に基づき、「通常フォローアップ国」、「重点フォローアップ国」又は「観察対象国」に分類され、改善すべきと指摘された事項に対する改善状況を報告することが求められている。

	FATF第4次相互審査結果に基づく分類の基準	国 名 等				
通常 フォローアップ国	重点フォローアップ国若しくは観察対象国に該当しない国又は地域	イスラエル ギリシャ ルクセンブルク	イタリア スペイン ロシア	インド フランス	英国 ポルトガル	オランダ 香港
重点 フォローアップ国	次のいずれか一つでも該当する国又は地域 ・ TC審査でPCとNCが併せて8個以上 ・ 勧告3、5、10、11、20のTC審査のいずれかがPC又はNC ・ 有効性審査でMEとLEが併せて7個以上 ・ 有効性審査でLEが4個以上	アイルランド カナダ スウェーデン ニュージーランド ベルギー	アルゼンチン 韓国 中国 ノルウェー マレーシア	インドネシア サウジアラビア デンマーク フィンランド メキシコ	オーストラリア シンガポール ドイツ ブラジル	オーストリア スイス 日本 米国
観察対象国	次のいずれか一つでも該当する国又は地域 ・ TC審査でPCとNCが併せて20個以上 ・ 勧告3、5、6、10、11、20のTC審査のうち、PCとNCが併せて3個以上 ・ 有効性審査でMEとLEが併せて9個以上（うちLEが2個以上） ・ 有効性審査でLEが6個以上	アイスランド	トルコ	南アフリカ		

FATF第4次対日相互審査結果及び第5次対日相互審査の予定 「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」（令和7年概要版 警察庁）

FATF第4次対日相互審査では、令和3年6月のFATF全体会合において、我が国を「重点フォローアップ国」とする相互審査報告書が採択され、同年8月に公表された。

「重点フォローアップ国」と評価された我が国は、指摘された事項の改善に取り組むとともに、3度の改善報告を行い、その結果、令和6年10月、FATF第4次対日相互審査において、TC審査について「PC」又は「NC」と評価を受けた事項は、全て「LC」へと評価が引き上げられた。

第5次対日相互審査の手続は、令和9年10月頃から順次開始される予定となっている。

1 「TC審査（法令等の整備状況に関する審査）結果」

勧告	勧告の概要	評価	勧告	勧告の概要	評価
1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC	21	届出者の保護義務	C
2	国内関係当局間の協力	PC→LC	22	DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）における顧客管理	PC→LC
3	資金洗浄の犯罪化	LC	23	DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）による疑わしい取引の報告義務	PC→LC
4	犯罪収益の没収・保全措置	LC	24	法人の実質的支配者	PC→LC
5	テロ資金供与の犯罪化	PC→LC	25	法的取極の実質的支配者	PC→LC
6	テロリストの資産凍結	PC→LC	26	金融機関に対する監督義務	LC
7	大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁	PC→LC	27	監督当局の権限の確保	LC
8	非営利団体（NPO）の悪用防止	NC→LC	28	DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）に対する監督義務	PC→LC
9	金融機関の守秘義務	C	29	FIUの設置義務	C
10	顧客管理	LC	30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C
11	本人確認・取引記録の保存義務	LC	31	捜査関係等資料の入手義務	LC
12	PEPs（重要な公的地位を有する者）	PC→LC	32	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応	LC
13	コルレス契約	LC	33	包括的統計の整備	LC
14	代替的送金サービス	LC	34	ガイドラインの策定義務	LC
15	新技術の悪用防止	LC	35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
16	電信送金（送金人・受取人情報の付記義務）	LC	36	国連諸文書の批准	LC
17	顧客管理措置の第三者依存	N/A	37	法律上の相互援助、国際協力	LC
18	金融機関における内部管理規定の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC	38	外国からの要請による資産凍結等	LC
19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC	39	犯人引渡	LC
20	金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC	40	国際協力（外国当局との情報交換）	LC

注：評価は、C（適合）、LC（概ね適合）、PC（一部適合）、NC（不適合）、N/A（適用外）を示す。

2 「有効性審査（マネー・ローンダリング対策等の有効性に関する審査）結果」

有効性	有効性の概要	評価	関連する勧告
1	マネー・ローンダリング/テロ資金リスクの評価	SE	1, 2, 33, 34
2	国際協力	SE	36~40
3	金融機関等の監督	ME	9~21, 26, 27, 34, 35
4	金融機関等によるマネー・ローンダリング/テロ資金対策	ME	22, 23, 28, 34, 35
5	法人等の悪用防止	ME	24, 25
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	SE	29~32
7	マネー・ローンダリング罪の捜査・訴追・制裁	ME	3, 30, 31
8	マネー・ローンダリング収益の没収	ME	1, 4, 32
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	ME	5, 30, 31, 39
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	ME	1, 4, 6, 8
11	大量破壊兵器の拡散に関与する者の資産凍結	ME	7

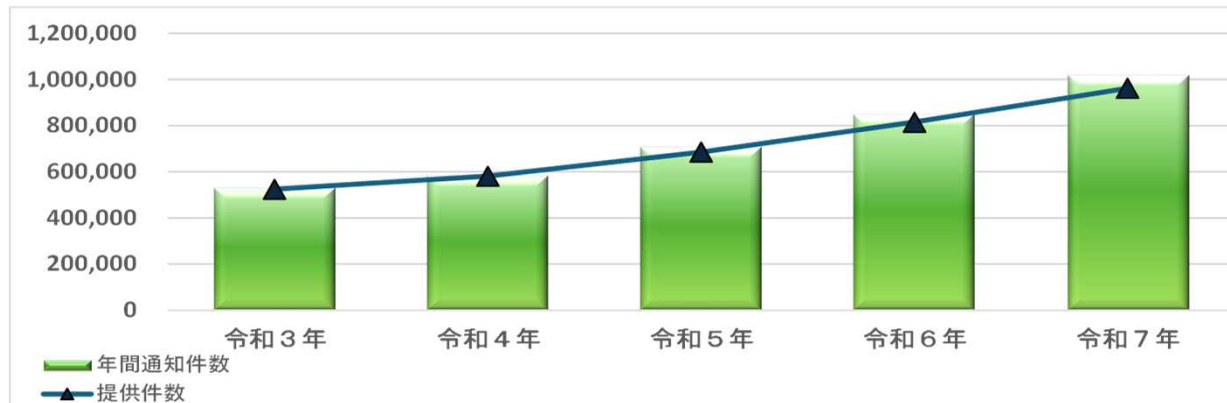
注：評価は、HE（High・高い）、SE（Substantial・十分）、ME（Moderate・中）、LE（Low・低い）を示す。

3 第5次対日相互審査の予定

書面審査	令和9年（2027年）10月頃から
現地調査	令和10年（2028年）夏頃
全体会合での審議	令和11年（2029年）2月

疑わしい取引の届出状況等の推移

年間通知件数及び提供件数



	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年間通知件数	530,150	583,317	707,929	849,861	1,019,405
提供件数	524,462	581,252	685,330	815,318	962,348
分析結果提供件数	12,769	15,990	21,730	26,871	32,248

- 令和7年の年間通知件数は、**101万9,405件**で過去最多であった。
- 令和7年の**DNFBPs**に係る通知件数の合計は**439件**で、全体の**約0.04%**であった。

区 分	件数
金融機関等	957,286
預金取扱機関	725,685
保険会社	5,264
金融商品取引業者	32,342
貸金業者	102,577
高額電子移転可能型前払式支払手段発行者	306
資金移動業者	45,180
暗号資産交換業者	44,335
商品先物取引業者	973
両替業者	590
電子債権記録機関	1
金融機関等その他	33
指定非金融業者・職業専門家（DNFBPs）	439
宅地建物取引業者	144
宝石・貴金属等取扱事業者	267
郵便物受取サービス業者	11
電話受付代行業者	0
電話転送サービス事業者	15
行政書士等	0
公認会計士等	0
税理士等	2
ファイナンスリース事業者	201
クレジットカード事業者	61,479
合計	1,019,405

【届出方法種類】

- ① 電子政府総合窓口（e-Gov）を利用した届出
- ② 電磁的記録媒体による届出
- ③ 文書による届出方法

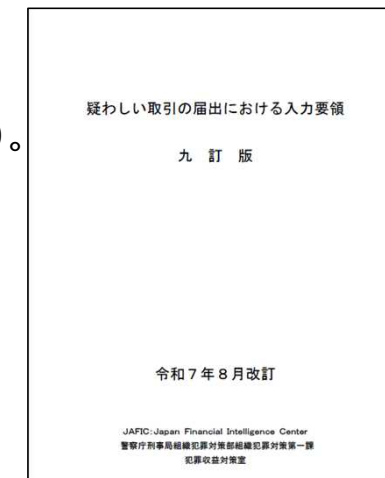
令和7年中の電子申請による届出は
101万6,227件（全体の99.7%）



【入力要領】

- ① 基本的なこと…届出様式の各項目は入力要領に沿って記載。
- ② 注意点…届出書の作成は顧客ごと。一部マスキングが必要な添付資料あり。
- ③ 参考事例及びガイドライン番号
→ 事業者ごとに**参考事例（※）**があり、これに基づきJAFICでガイドライン番号を設定しているので、最も該当する番号を選択して届出

※ 各行政庁において所管の特定事業者向けに、疑わしい取引に該当するかを判断する上での目安となる**参考事例**を**作成・公表している**。



参考事例及びガイドライン番号名称（宅地建物取引業者）

「疑わしい取引の届出における入力要領」（九訂版、JAFIC）

参考事例	ガイドライン番号名称（システムに入力する内容）
第1 現金の使用形態に着目した事例	
1 多額の現金により、宅地又は建物を購入する場合（特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額の物件を購入する場合。）	【宅地建物】 1. 多額現金
2 短期間のうちに行われる複数の宅地又は建物の売買契約に対する代金を現金で支払い、その支払い総額が多額である場合。	【宅地建物】 2. 短期間・総額多額現金
第2 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例	
3 売買契約の締結を架空名義又は借名で行われたとの疑いが生じた場合。	【宅地建物】 3. 架空名義・借名取引
4 顧客が取引の関係書類に自己の名前を書くことを拒む場合。	【宅地建物】 4. 関係書類への名前記入を拒む
5 申込書、重要事項説明書、売買契約書等の取引の関係書類それぞれに異なる名前を使用しようする場合。	【宅地建物】 5. 関係書類に異なる名前を使用
6 売買契約の契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。	【宅地建物】 6. 実体のない法人の取引
7 顧客の住所と異なる場所に関係書類の送付を希望する場合。	【宅地建物】 7. 異住所送付希望客の取引

参考事例及びガイドライン番号名称（宅地建物取引業者）

「疑わしい取引の届出における入力要領」（九訂版、JAFIC）

第3 取引の特異性（不自然さ）に着目した事例	
8 同一人物が、短期間のうちに多数の宅地又は建物を売買する場合。	【宅地建物】 8. 短期間・多数取引
9 宅地又は建物の購入後、短期間のうちに当該宅地又は建物を売却する場合。	【宅地建物】 9. 購入後、不自然な早期売却
10 経済合理性から見て異常な取引を行おうとする場合（例えば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わない場合等。）	【宅地建物】 10. 経済合理性から異常な取引
11 短期間のうちに複数の宅地又は建物を購入するにもかかわらず、各々の物件の場所、状態、予想修理費等に対してほとんど懸念を示さない場合。	【宅地建物】 11. 短期間・多数物件購入で、物件の状態に懸念を示さない
12 取引の規模、物件の場所、顧客が営む事業の形態等から見て、当該顧客が取引の対象となる宅地又は建物を購入又は売却する合理的な理由が見出せない場合。	【宅地建物】 12. 合理的理由のない取引

参考事例及びガイドライン番号名称（宅地建物取引業者） 「疑わしい取引の届出における入力要領」（九訂版、JAFIC）

第4 契約締結後の事情に着目した事例	
13 合理的な理由なく、予定されていた決済期日の延期の申し入れがあった場合。	【宅地建物】 13. 合理的理由のない決済期日の延期申し入れ
14 顧客が（売買契約締結後に）突然、高額の不動産の購入への変更を依頼する場合。	【宅地建物】 14. 契約締結後、突然高額不動産への変更
第5 その他の事例	
15 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。	【宅地建物】 15. 公務員等の高額取引
16 顧客が自己のために取引しているか疑いがあるため、真の受益者について確認を求めたにも関わらず、その説明や資料提出を拒む場合。	【宅地建物】 16. 真の受益者説明・資料提出拒否
17 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合。	【宅地建物】 17. 秘密強調
18 顧客が、宅地建物取引業者に対して「疑わしい取引の届出」を行わないように依頼、強要、買収等を図る場合。	【宅地建物】 18. 届出不実行依頼
19 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。	【宅地建物】 19. 暴力団員等
20 自社従業員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。	【宅地建物】 20. 不自然な態様・態度等
21 JAFICその他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。	【宅地建物】 21. 公的機関からの犯罪収益に係る照会等
その他	【宅地建物】 その他

◆ 迅速な届出

疑わしい取引を認めたときは速やかに届出を！！

◆ 積極的な届出

届出するか判断に迷ったら、積極的な届出を！！

～過去の取引も疑わしいと判断された場合には、積極的な届出～

◆ 正確な入力

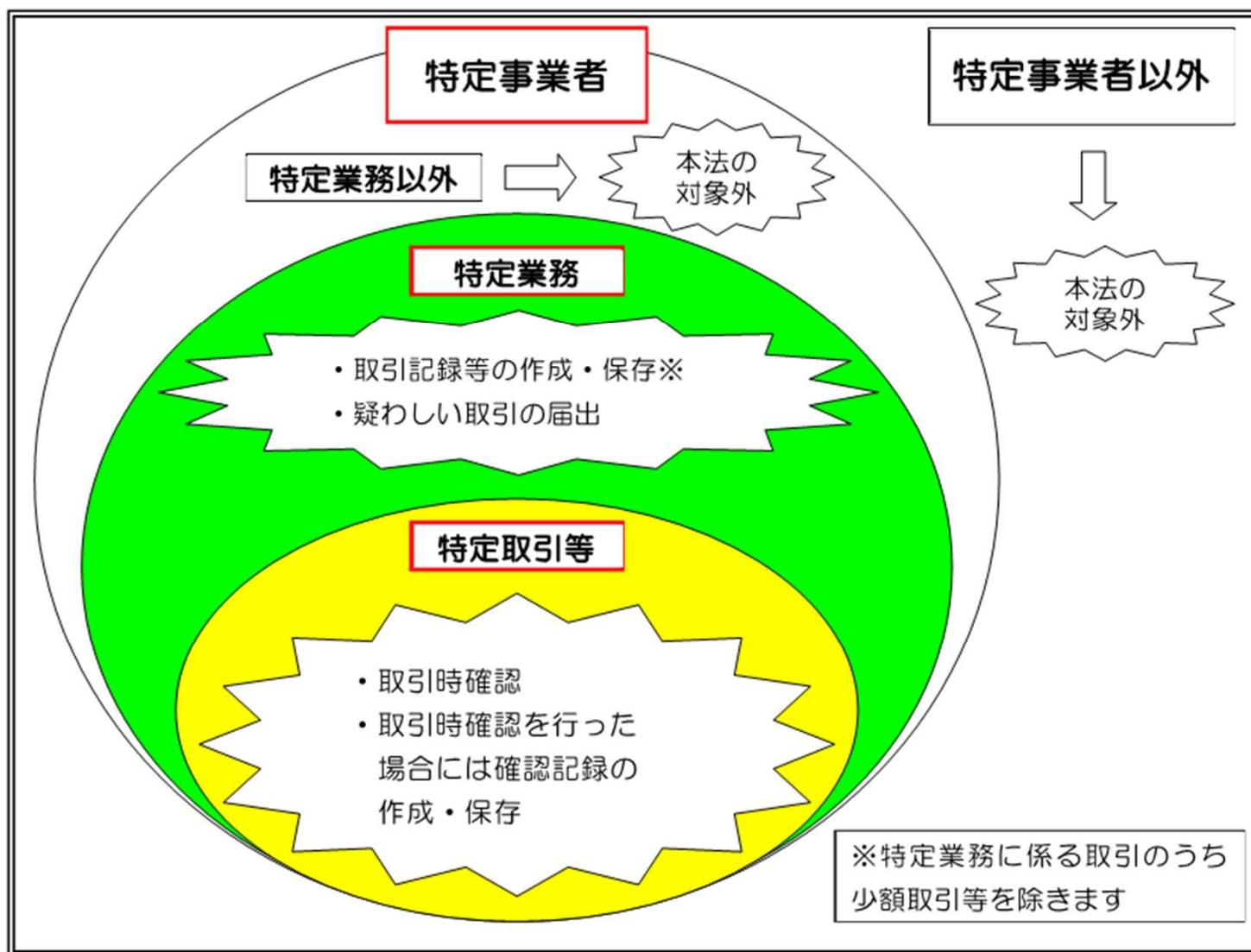
入力要領に沿った正確な届出を！！

犯罪収益移転防止法における 宅地建物取引業者の義務等

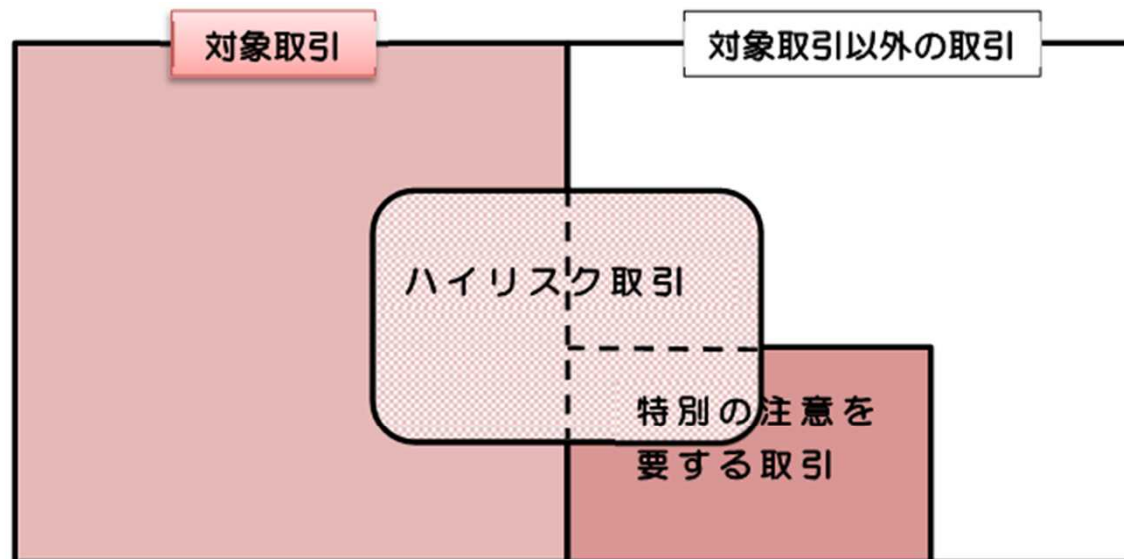
宅地建物取引業者の特定業務・特定取引・ハイリスク取引

特定業務		宅地建物の売買又はその代理若しくは媒介業務
特定取引	対象取引	宅地建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介
	特別の注意を要する取引	対象取引以外の取引で、顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして次に掲げる取引をいいます。敷居値以下の取引や簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、特別の注意を要する取引に該当する可能性があることに留意が必要です。 ○ マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引 ○ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

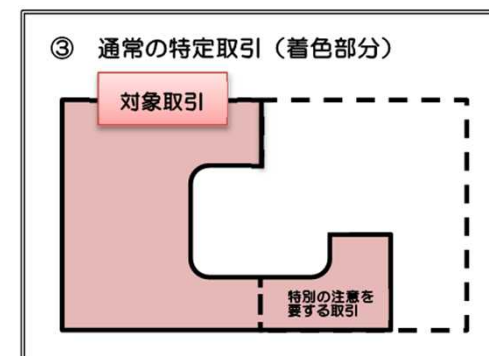
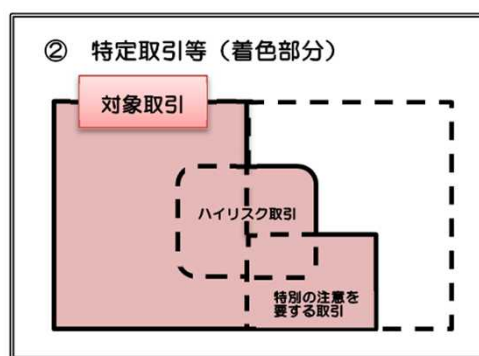
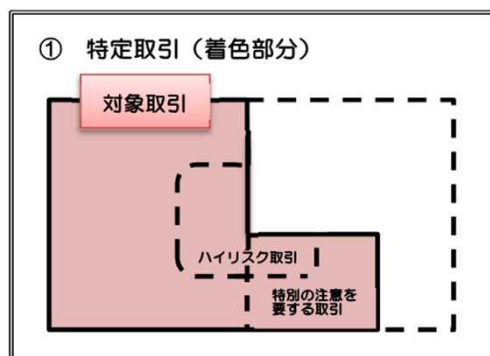
※ 敷居値以下の取引であっても、一回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなものは一の取引とみなすため、特定取引に該当する場合があります。



《特定取引とハイリスク取引の関係》



- ① **特定取引** = **対象取引** + **特別の注意を要する取引**
- ② **特定取引等** = **特定取引** + **ハイリスク取引**
- ③ **通常の特特定取引** = **特定取引** - **ハイリスク取引**



《ハイリスク取引》

次のいずれかに該当する取引をいいます。

○ なりすましの疑いがある取引又は取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

具体的には、次の取引をいいます。

- ・ 取引の相手方が、取引の基となる継続的な契約の締結（例えば、預貯金契約の締結）に際して行われた取引時確認に係る顧客等又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の当該取引
- ・ 取引の基となる継続的な契約の締結に際して取引時確認が行われた際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等又はその代表者等との取引

○ 特定国等に居住・所在している顧客等との取引

マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（現時点ではイラン及び北朝鮮）に居住している顧客等との取引等をいいます。

○ 外国PEPs（重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons））との取引

下記の者との取引をいいます。

① 外国の元首

② 外国において下記の職にある者

- ・ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ・ 中央銀行の役員
- ・ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

③ 過去に①又は②であった者

④ ①～③の家族

⑤ ①～④が実質的支配者である法人

犯罪収益移転防止法における宅地建物取引業者の義務

取引時確認 【4条】	確認記録の 作成・保存 【6条】	取引記録等の 作成・保存 【7条】	疑わしい取引の届出 【8条】	取引時確認等を的確に 行うための措置 【11条】
特定業務のうち特定取引等を行うに際しては、顧客等の ・本人特定事項 ・取引を行う目的 ・職業・事業内容 ・実質的支配者 ・資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部） の確認を行わなければならない	取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない。	特定業務に係る取引を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、取引の行われた日から7年間保存しなければならない	特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある又は特定業務に関し顧客等がマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに届け出なければならない。	取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練の実施、取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成、統括管理者の選任等の措置を講ずるよう努めなければならない。

犯罪収益移転防止法における宅地建物取引業者の義務

犯罪による収益の移転防止に関する法律

(特定事業者の免責)

第5条

特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第11条

特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下この条において「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、次に掲げる措置を講ずるように努めなければならない。

- 1 使用人に対する教育訓練の実施
- 2 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
- 3 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任
- 4 その他第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

犯罪収益移転防止法における宅地建物取引業者の義務

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第32条

法第11条第4号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- 1 自らが行う取引又は特定受任行為の代理等（新たな技術を活用して行うものその他新たな態様によるものを含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引又は特定受任行為の代理等による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。
- 2 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置（法第11条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下この条において同じ。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。
- 3 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。
- 4 顧客等との取引又は顧客等のために行う特定受任行為の代理等が第27条第1項第1号ハに規定する取引又は同項第2号ハに規定する特定受任行為の代理等に該当する場合には、当該取引又は特定受任行為の代理等を行うに際して、当該取引又は特定受任行為の代理等の任に当たっている職員に当該取引又は特定受任行為の代理等を行うことについて法第11条第3号の規定により選任した者の承認を受けさせること。
- 5 前号に規定する取引又は特定受任行為の代理等について、第2号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。
- 6 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。
- 7 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。

◆ **犯罪収益移転防止法 第11条，同施行規則 第32条**

- ① 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置
- ② 使用人に対する教育訓練の実施
- ③ 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
- ④ リスク評価、情報収集、記録の精査
- ⑤ 統括管理者の選任
- ⑥ リスクの高い取引等を行う際の対応
- ⑦ 必要な能力を有する職員の採用
- ⑧ 取引時確認等に係る監査の実施

①は義務、②～⑧は努力義務

犯罪収益移転危険度調査書について（資料のご紹介）

令和7年 犯罪収益移転危険度調査書

 令和7年11月 犯罪収益移転危険度調査書 国家公安委員会	【環境分析】 （調査書の第2 「我が国の環境」） 1 地理的・社会的・経済的環境 2 犯罪情勢
	【脅威分析】 （調査書の第3 「マネー・ローンダリング事犯等の分析等」） 1 主体 2 前提犯罪等 3 マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等 4 疑わしい取引の届出
	【リスク評価】 （調査書の第4 「取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」） 1 危険度の高い取引形態 2 危険度の高い国・地域 3 危険度の高い顧客属性 （調査書の第5 「商品・サービスの危険度」） （調査書の第6 「危険度の低い取引」） （調査書の第7 「テロ資金供与に関する危険度」）

犯罪収益移転 危険度調査書

検索

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

犯罪収益移転危険度調査書について（資料のご紹介）

犯罪収益移転危険度調査書の根拠

犯罪収益移転防止法第3条第3項【H26.11施行】

国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。

犯罪収益移転危険度調査書の活用目的

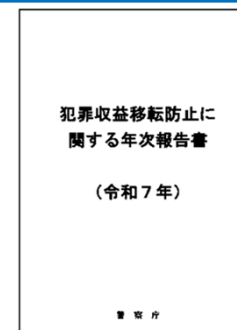
犯罪収益移転防止法及び施行規則【H28.10施行】

- 法8条3項（疑わしい取引の届出等）（関連規則26条、27条）
（抜粋）特定事業者は、**疑わしい取引を判断するに際して、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案する**
- 法11条4号（取引時確認等を的確に行うための措置）（関連規則32条）
（抜粋）特定事業者は、**取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるに際して、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案する**



年次報告書、危険度調査書など

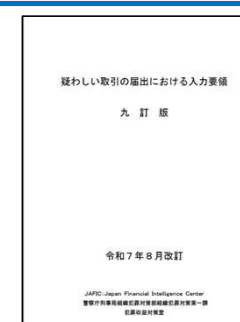
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>



> 事業者の皆さんへ

疑わしい取引の届出と届出先行政庁 「疑わしい取引の届出方法」 「疑わしい取引の届出における入力要領」

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>



犯罪収益移転防止法の解説、パブリックコメント 「犯罪収益移転防止法の概要」

https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm

